

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

針ヶ谷岡線	路線名
深谷市山河字宅地町六二五番二地先から 同市山河字光寂庵九七二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年三月二十八日	供用開始の期日
令和元年十月二十五日付け熊谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八八・二三メートル	備考